

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主発電機励磁装置用サイリスタ整流器盤の点検において、当該盤内の絶縁座 碍子にひび割れが認められたため、当該碍子を交換	C	
2	2号機	可燃性ガス濃度制御系サイリスタ制御盤（A）の「盤筐体打振試験」におい て、固有周波数の測定値に管理値外れが認められたため、当該制御盤のサ ポートを補強	D	
3	2号機	タービン建屋1階西側廊下の天井のコンクリート壁面の亀裂部より水の滴下 （微量、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器2階西側の電源コンセント（1箇所）に破損が認められたた め、当該コンセントを修理	D	
5	2号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系への水張り作業において、膨張タン クの上蓋及びオーバーフロー排水配管下流にあるドレン集合ファンネルより 水のリーク（約7リットル、汚染無し）が認められたため、対応検討	C	
6	3号機	炉心スプレイ系のA系外側注入電動弁の開操作時、当該弁駆動部の過負荷状 態を示す警報が発生し、動作不良（固着）が認められたため、当該弁を点 検・修理	C	
7	4号機	プロセス計算機の磁気ディスク装置の故障を示すエラーメッセージが表示さ れたため、当該磁気ディスク装置を点検・修理	D	
8	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ用軸シール水移送ポンプ（B）のメカニカル シール部より水のリーク（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点 検・修理	D	
9	集中環境施設	補助ボイラ用給水ポンプ（A）修理後の試運転において、グランド押え部に 破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	集中環境施設	高温焼却炉設備の前処理装置の空ドラム缶移送用コンベア（A、B）用ガイ ドカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
11	集中環境施設	高圧圧縮機設備の空ドラム缶移送コンベアのガイドカバーに破損が認められ たため、当該カバーを交換	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備の前処理装置のドラム缶蓋外し機（A）用ドラム缶払出し扉 の開閉操作時、開閉用エアシリンダ部よりエアリークが認められたため、当 該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで